

# 算定基礎届の記載例

例1

一般的な例

4月・5月・6月の報酬と平均月額を計算

基本給や諸手当、その他報酬とされる手当をすべて計上します。

	支払基礎日数	基本給	家族手当	職能手当	通勤手当	残業手当	合計
4月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	12,900円	291,400円
5月	31日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	11,200円	289,700円
6月	30日	250,000円	11,000円	10,000円	7,500円	23,700円	302,200円
						総計	883,300円

月給者は、通常、暦月日数と同じになります。

通勤手当は所得税の非課税限度額とは関係なく全額算入します。また、数ヶ月分の定期代が支給されたときは平均月額を記入します。

(ア) 健康保険被保険者の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 太郎	1957年10月1日	1-2-3	260	260
支払基礎日数	報酬	合計	標準報酬月額	備考	
4月 30日	291,400	291,400	260	・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月	
5月 31日	289,700	289,700	260	※1:注意 記入して下さい	
6月 30日	302,200	302,200	260		
		883,300	260		

⇒報酬月額…………… 883,300円÷3≒294,433円

(平均額に円未満の端数が出た場合は、切り捨てた額を記入)

⇒標準報酬月額…………… 300千円

## 従前と改定後の標準報酬月額に2等級以上の差がある場合

### 【固定的賃金の変動がない場合】

(ア) 健康保険被保険者の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 太郎	1957年10月1日	1-2-3	260	260
支払基礎日数	報酬	合計	標準報酬月額	備考	
4月 30日	291,400	291,400	260	固定給の変動なし	
5月 31日	289,700	289,700	260		
6月 30日	302,200	302,200	260		
		883,300	260		

・月額変更に該当しません。非固定的賃金(残業等)のみが変動した方につきましては必ず「算定届」の備考欄に「固定給の変動なし」とご記入下さい。

必ずご記入下さい

### 【固定的賃金の変動がある場合】

(ア) 健康保険被保険者の番号	(イ) 被保険者の氏名	(ウ) 生年月日	(エ) 種別	(オ) (カ) 従前の標準報酬月額	(キ) 従前の改定月・原因
21	健保 太郎	1957年10月1日	1-2-3	260	260
支払基礎日数	報酬	合計	標準報酬月額	備考	
4月 30日	291,400	291,400	260	10,000円 20年9月 月額変更 対象者	
5月 31日	289,700	289,700	260		
6月 30日	302,200	302,200	260		
		883,300	260		

・月額変更に該当する方につきましては、別途、「月額変更届」をご提出下さい。

※7月月額変更該当者の算定届での代用は健保組合ではお受けできません。

・「月額変更届」ご提出の際は、備考欄の昇(降)給差・昇(降)給年月をご記入下さい。



例2

支払基礎日数17日未満の月があるとき

その月を除いて計算

支払基礎日数が17日未満の月については、通常月の報酬とかけはなれる場合があるため、報酬月額額の計算の対象から除くことになっています。

	支払基礎日数	基本給	諸手当	合計
4月	30日	308,000円	21,400円	329,400円
5月	15日	154,000円	14,500円	(対象外)
6月	30日	308,000円	19,700円	327,700円
			総計	657,100円

欠勤日数分だけ給料が差し引かれるという場合は、事業所が定めた日数から欠勤日数を引いたものが支払基礎日数となり、17日未満であれば、その月を平均額計算から除外します。

⑦健康保険被保険者証の番号		⑧被保険者の氏名		⑨生年月日		⑩種別		⑪従前の標準報酬月額		⑫従前の改定月・原因	
算定対象月の報酬支払基礎日数		⑫金銭(通貨)によるもの額		⑬現物によるもの額		⑭合計		⑮平均額		⑯修正平均額	
30		氏名 陣内 智雄		4:8:0:1:2:5		1:2:3:5:6:7		3 0 0		3 0 0	
支払基礎日数	4月 30	329,400			329,400	657,100	1 8 年 9 月				
	5月 15	168,500			—	328,550					
	6月 30	327,700			327,700	3 2 0					

- ⇒報酬月額……………657,100円(4月分+6月分)÷2≒328,550円  
(平均額に円未満の端数が出た場合は、切り捨てた額を記入)
- ⇒標準報酬月額……………320千円

例3

昇給差額が支給されたとき

差額を差し引いて計算

	支払基礎日数	基本給・諸手当	3月分昇給差額	合計
4月	30日	247,000円	12,000円	259,000円
5月	31日	252,000円		252,000円
6月	30日	249,000円		249,000円
			総計	760,000円

昇給が1ヶ月さかのぼって(遡及して)3月分の差額が4月に支払われたときなどは、昇給差額を差し引いた修正平均が用いられます。

⑦健康保険被保険者証の番号		⑧被保険者の氏名		⑨生年月日		⑩種別		⑪従前の標準報酬月額		⑫従前の改定月・原因	
算定対象月の報酬支払基礎日数		⑫金銭(通貨)によるもの額		⑬現物によるもの額		⑭合計		⑮平均額		⑯修正平均額	
11		氏名 長井 義和		4:9:0:8:1:0		1:2:3:5:6:7		2 4 0		2 4 0	
支払基礎日数	4月 30	259,000			259,000	760,000	1 8 年 9 月				
	5月 31	252,000			252,000	253,333		249,333			
	6月 30	249,000			249,000	2 4 0		2 4 0			

記入下さい

- ⇒単純平均……………760,000円÷3≒253,333円(円未満は切り捨て)
  - ⇒修正平均……………(760,000円-差額12,000円)÷3≒249,333円
  - ⇒標準報酬月額……………240千円(円未満は切り捨て)
- この場合、単純平均で計算すると標準報酬月額が260千円となりますが、修正平均を採用し、240千円となります。

都道府県別現物給与の標準価額

		食 事							住 宅 (数字のみは1畳、1月当たりの額)	その他の 給与	実 施年 月 日	
		1日当たり			1月当たり							
		朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝昼夕				
1	北海道	130	180	210	3,900	5,400	6,300	15,600	1,040	時価	14.5.1	
2	青 森	130	170	200	3,900	5,100	6,000	15,000	1,090	時価	7.5.1	
3	岩 手	130	170	200	3,900	5,100	6,000	15,000	1,100	時価	11.5.1	
4	宮 城	170	210	250	5,100	6,300	7,500	18,900	1,200	時価	5.5.1	
5	秋 田	140	190	210	4,200	5,700	6,300	16,200	(注) 810	時価	11.5.1	
6	山 形	150	170	210	4,500	5,100	6,300	15,900	1人1月当たり単身者4,700世帯者	18,900	時価	7.5.1
7	福 島	150	210	250	4,500	6,300	7,500	18,300	(注) 専有面積1㎡1月につき	670	時価	16.4.1
8	茨 城	170	220	240	5,100	6,600	7,200	18,900	(注)	1,200	時価	6.5.1
9	栃 木	170	240	250	5,100	7,200	7,500	19,800		1,200	時価	8.5.1
10	群 馬	170	220	250	5,100	6,600	7,500	19,200	寄宿・住込 6,200 世帯	21,000	時価	6.5.1
11	埼 玉	170	220	250	5,100	6,600	7,500	19,200		1,000	時価	17.4.1
12	千 葉	170	230	250	5,100	6,900	7,500	19,500		1,200	時価	15.4.1
13	東 京	170	230	260	5,100	6,900	7,800	19,800		1,360	時価	17.4.1
14	神奈川	170	230	250	5,100	6,900	7,500	19,500		1,210	時価	8.5.1
15	新 潟	140	200	220	4,200	6,000	6,600	16,800		1,300	時価	16.4.1
16	富 山	170	230	260	5,100	6,900	7,800	19,800		1,000	時価	6.5.1
17	石 川	170	230	260	5,100	6,900	7,800	19,800		1,000	時価	6.5.1
18	福 井	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	単身 3,500 世帯	13,000	時価	14.5.1
19	山 梨	160	200	250	4,800	6,000	7,500	18,300	寄宿・住込・独身寮5,700その他	20,200	時価	19.4.1
20	長 野	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	寄宿・住込 5,500 その他	12,000	時価	18.4.1
21	岐 阜	150	200	240	4,500	6,000	7,200	17,700	(注)		時価	9.5.1
22	静 岡	150	210	240	4,500	6,300	7,200	18,000		860	時価	19.4.1
23	愛 知	160	270	290	4,800	8,100	8,700	21,600	(注)		時価	12.5.1
24	三 重	150	210	240	4,500	6,300	7,200	18,000	寄宿・住込・独身寮3,600世帯	14,100	時価	16.4.1
25	滋 賀	130	200	230	3,900	6,000	6,900	16,800	専有面積1.65㎡(1畳)	900	時価	13.5.1
26	京 都	150	220	250	4,500	6,600	7,500	18,600		1,250	時価	10.5.1
27	大 阪	160	260	280	4,800	7,800	8,400	21,000		1,400	時価	15.4.1
28	兵 庫	150	240	280	4,500	7,200	8,400	20,100		1,200	時価	14.5.1
29	奈 良	130	240	250	3,900	7,200	7,500	18,600		1,050	時価	5.5.1
30	和 歌 山	150	210	230	4,500	6,300	6,900	17,700		900	時価	5.5.1
31	鳥 取	130	180	210	3,900	5,400	6,300	15,600		860	時価	17.4.1
32	島 根	160	230	240	4,800	6,900	7,200	18,900	(注)		時価	14.5.1
33	岡 山	130	230	250	3,900	6,900	7,500	18,300	寄宿・住込 4,500 その他	14,000	時価	6.5.1
34	広 島	130	260	260	3,900	7,800	7,800	19,500	1.65㎡(1畳)	900	時価	6.5.1
35	山 口	140	210	230	4,200	6,300	6,900	17,400		1,000	時価	16.4.1
36	徳 島	150	210	230	4,500	6,300	6,900	17,700		900	時価	3.5.1
37	香 川	160	210	240	4,800	6,300	7,200	18,300		910	時価	5.5.1
38	愛 媛	150	220	250	4,500	6,600	7,500	18,600		1,000	時価	8.5.1
39	高 知	150	220	250	4,500	6,600	7,500	18,600	畳1畳又は1.65㎡	1,020	時価	15.4.1
40	福 岡	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400		1,100	時価	17.4.1
41	佐 賀	140	190	220	4,200	5,700	6,600	16,500		900	時価	15.4.1
42	長 崎	150	200	250	4,500	6,000	7,500	18,000	寄宿・住込 3,500 その他	12,000	時価	8.5.1
43	熊 本	150	200	250	4,500	6,000	7,500	18,000	寄宿・住込 3,800 その他	14,000	時価	7.5.1
44	大 分	150	210	230	4,500	6,300	6,900	17,700		900	時価	8.5.1
45	宮 崎	150	180	230	4,500	5,400	6,900	16,800		860	時価	17.4.1
46	鹿 児 島	150	200	230	4,500	6,000	6,900	17,400	世帯 12,200 独身寮	3,200	時価	6.5.1
47	沖 縄	140	190	210	4,200	5,700	6,300	16,200		910	時価	6.5.1

※平成12年4月3日「現物給与の価額を定める公示」による(4月1日適用)。ただし、愛知は12年4月19日公示(5月1日適用)、滋賀は13年4月20日公示(5月1日適用)、北海道・福井・兵庫・島根は14年4月23日公示(5月1日適用)、千葉・大阪・高知・佐賀は15年3月24日公示(4月1日適用)、福島・新潟・長野・三重・山口は16年3月24日公示(4月1日適用)、埼玉・東京・静岡・鳥取・福岡・宮崎は17年3月24日公示(4月1日適用)、長野は18年3月24日公示(4月1日適用)、静岡は19年3月23日公示(4月1日適用)、山梨は19年3月30日公示(4月1日適用)。

(秋田:注)通勤のための交通用具の給与 1人1月につき5,990円

(福島:注)通勤のための交通用具(事業所専用のバス・乗用車等)の給与 1人1月につき5,760円

(茨城:注)通勤のための交通用具(事業所専用のバス・乗用車に限る)の給与 1人1月につき5,800円

(岐阜:注)1㎡(寄宿・住込等の場合の共用部分は含まず)1月につき450円

(愛知:注)住込・単身者向き住宅1月5,900円 世帯向き住宅1月16,800円

(島根:注)寄宿・住込の場合1月3,600円、その他の場合畳1畳1月につき500円